

芽室町国民保護計画（平成 19 年 3 月 29 日道協議終了）を公表します。

芽室町国民保護計画は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（いわゆる国民保護法）に基づき町が作成したもので、国が定めた「国民の保護に関する基本指針」（平成 17 年 3 月）、北海道が策定した「北海道国民保護計画」や「市町村国民保護モデル計画」を基礎として、素案を作成し、芽室町国民保護協議会の審議を経て、北海道との協議を行ない、平成 19 年 3 月 29 日に道の承認をえたものです。

なお、芽室町国民保護計画については、4 月 12 日に町議会に報告しています。

第 1 編 総論 （1 ページ～ 10 ページ）

国民の保護のための措置を実施する町の責務、芽室町国民保護計画（以下「国民保護計画」という。）の趣旨、構成等や、対象とする武力攻撃事態の想定について記載しています。

第 2 編 平素からの備えや予防 （11 ページ～ 30 ページ）

平素からの町の組織・体制等の整備と、避難や救援などに対応するための関係機関との連携体制や、情報収集・提供等の体制整備に関する基本的な方針及び国民保護措置についての訓練などについて記載しています。

第 3 編 武力攻撃事態等への対処 （31 ページ～ 80 ページ）

想定される、武力攻撃事態等や緊急対処事態において、住民の生命、身体及び財産の保護のために町が行なう対応手段等について記載しています。

第 4 編 復旧等 （81 ページ～ 83 ページ）

第 1 章 応急の復旧

武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧措置や、本格的な災害復旧を講ずるために必要な事項を記載しています。

第5編 緊急処理事態への対処 (84ページ)

緊急処理事態への対処は、原則として、武力攻撃事態等への対処(第3編)に準じて行うと記載しています。